

広報 わき

No.424



トピックス

第3回和木町議会定例会	1P
山口県知事選挙のお知らせ	4P
町職員給与等の公表	11・12P

緑の風薫る文化のまち和木町
平成20年
7
月号



和木町はISO9001認証を取得しています。



ホームページアドレス <http://www.town.waki.lg.jp/>
Eメールアドレス yamaguchi@town.waki.lg.jp



発行／和木町 〒740-8501 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1番1号
☎0827-52-2135 ☎0827-52-5313 編集／企画総務課 印刷／山陽印刷

平成20年度和木町一般会計補正予算などを審議

平成20年第3回和木町議会定例会が6月9日から6月19日までの11日の会期で開催され、報告5件、議案2件について審議されました。

報告第2号【承認】

例月現金出納検査の結果について

報告第3号【承認】

和木町税条例の一部改正に関する

報告第4号【承認】

山陽本線大竹・岩国間新駅設置の基本協定書の一部を変更することに関する専決処分について

報告第5号【承認】

山陽本線大竹・岩国間新駅設置の平成19年度実施協定書の一部を変更することに関する専決処分について

報告第6号【承認】

平成19年度和木町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第31号【可決】

平成20年度和木町一般会計補正予算（第1号）

議案第32号【可決】

和木町住宅建設奨励金条例の一部改正について

新築住宅に係る固定資産税の減額対象期間を平成22年3月31日まで2年間再度延長するもの

ボランティアで暖かいまちづくり

6月7日、総合コミュニティセンターで和木町ボランティア連絡協議会（山崎博司会長）主催による「第11回和木町ボランティアまつり」が開催されました。

「ボランティアで暖かいまちづくり」をテーマに、各種ボランティア関係者、社会福祉関係者、一般町民の方々など約200名が参加し、会場は大いに賑わいました。

まつりでは、各ボランティアグループ代表による活動報告が行われ、その後、会員による舞踊や民謡、カラオケ、劇、手話合唱などが披露されました。

まちの話題

婦人会「ふれあい親睦会」

6月22日、体育センターで婦人会（西田敏子会長）主催の「ふれあい親睦会」が開催されました。

本年度は、エアロビクスインストラクターの河角淑子さんを講師にお招きして、エアロビクスやストレッチ運動を実施。

西田会長は、「この会の開催に協力頂いた方々に感謝しながら、楽しい親睦会にしましょう。」とあいさつ。約79名の参加者は、河角先生のご指導のもと、爽やかで心地よい汗を



爽やかな汗を流しました

かきながら、よりいっそう交流を深めることができました。



きよしのソーラン節を披露

社会福祉の増進に功績

5月26日、山口県庁において、兼重節子さん（関ヶ浜1丁目）、重本淑香さん（和木3丁目）が民生委員児童委員として多年にわたり社会福祉の増進に寄与された功績が認められ、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。

兼重さん、重本さんのご両名は、昭和61年12月から平成19年11月までの21年間にわたり、町の民生委員児童委員として社会福祉の向上にご尽力されました。

このたびの受賞、まことにめでとうございます。



重本淑香さん



兼重節子さん

小学校にひまわりを寄贈

6月6日、和木小学校（徳重修司校長）で、人権の花の贈呈式が行われました。

これは、花を育てることにより、優しい気持ち、思いやりのある心を育くむことを目的に、人権啓発活動の一環として行われたものです。

この日、人権擁護委員の佐藤喜一郎さんから、徳重校長にひまわりの種などが寄贈されました。

お疲れ様でした

6月1日「春の町内一斉清掃」が町内全域で行われました。清掃作業には、多くの住民の方が朝早くから参加し、地域の環境美化のためにご協力をいただきました。

町内の公園や集会所、街路、水路などの雑草やごみ、泥など2トトラック34台が集められました。



関ヶ浜川

女性消防団員

県大会に向けて訓練開始

消防団団本部女性団員が、来る9月20日山口県消防学校にて開催される山口県女性消防操法大会に向け、消防東出張所（釘屋俊幸所長）職員の指導のもと、消防操法訓練を開始しました。

訓練では礼式訓練の他、軽可搬ポンプを使用した放水訓練も行い、本格的に団員としての消火活動に関する知識、技能、心構えを学んでいくこととなります。

女性団員の皆さんは、始めのうちには慣れない消防礼式の動作にとまどう面もありましたが、消防職員も驚くほどの上達ぶりを発揮し、真剣な表情で訓練に打ち込んでいます。



軽可搬ポンプを使用した訓練

“まちの環境美化に努めましょう”

○散歩時の犬の糞は、飼い主の責任で処理しましょう。道路、花壇は犬のトイレではありません。

○タバコの吸殻のポイ捨ては止めましょう。携帯の灰皿を持ち歩く習慣を！

今この2つのマナーが問題となっています。自分だけが良くても周囲は迷惑なことです。公衆道徳を守り、きれいなまち並みにしましょう。

『マナーを守って

きれいなまちを

つくりましょう!!』

参加された皆さん、大変お疲れさまでした。これからも和木町の環境美化にご協力をお願いいたします。

町内一斉清掃

川口健治さん水彩画10点を寄贈

5月31日、上関町出身の画家、川口健治さんから、水彩画10点が和木町に寄贈されました。

寄贈していただいた作品は、5月3日から31日までの間、和木美術館にて開催された『ふるさとを描く川口健治作品展』（文化協会主催）で展示されたもので、いずれも和木中学校の現校舎をスケッチした作品です。

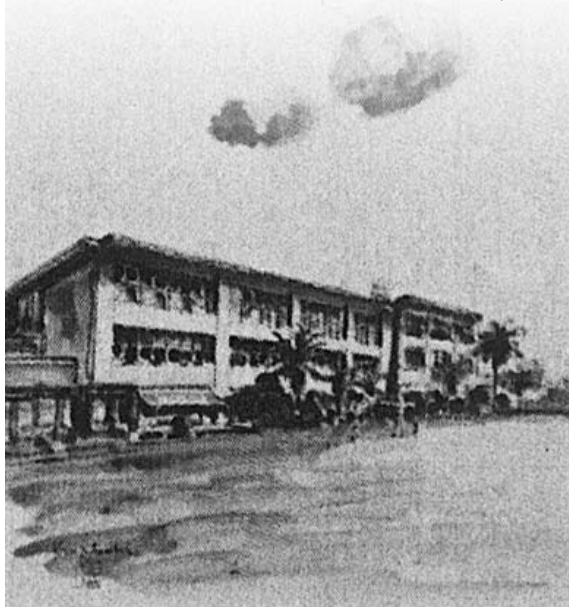
新校舎への建て替え工事が始まる前の記念として、今回わざわざ製作していただきました。

川口さん、この度の寄贈ありがとうございます。今後のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたします。

婦人会

四川大地震へ義援金

5月12日に発生した中国・四川大地震を受け、婦人会（西田敏子会長）が町内各所で義援金を募り、集まった11,567円を被災者に役立てていただくことになりました。ご協力ありがとうございました。



山口県史編さん調査委員 末岡美胤さん再任

6月1日、県史編さん調査委員として、山口県知事から末岡美胤さん（和木2丁目）が再委嘱されました。

県史編さんは、山口県の現代に至るまでの歴史を顧み、貴重な歴史的資料を県民共有の財源として後世に伝え、県民文化の振興を図ることを目的に作成されています。なお、任期は、6月1日から平成22年5月31日までです。

あんしん・あんぜん・ありがとう

6月20日、和木小学校（徳重修司校長）で、わきスクールガード総会及び見守りボランティアと児童の「あんしん・あんぜん・ありがとう」交流会が開催されました。

総会では、スクールガード（重本正明会長）の活動報告、事業計画などの説明がされたほか、今年度の新役員が決定しました。また、意見交換会では、子どもたちの安全を守るための活発な話し合いが行われました。

引き続き交流会が開催され、見守り活動を行っている様々な団体の

下水道使用料金が改定されました

下水道使用料金が、5月使用分から下表のとおり改定されました。

健全な下水道事業を行うため、料金改定にご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料金表（月額・税込）

区分	使用料	改定		現行	
		基本料金	超過料金 1㎡につき	基本料金	超過料金 1㎡につき
一般家庭用	10㎡まで	815円		735円	
	11～100㎡まで		181円		163.8円
	101～1,000㎡まで		238円		214.2円
	1,001㎡以上		262円		236.25円
臨時用		1㎡につき	481円	1㎡につき	433.65円
プール用		1㎡につき	196円	1㎡につき	176.4円
水道水以外の水による汚水	家事用	一世帯2人まで	1,181円	1,063.65円	
		1人増すごとに	1,098円	989.1円	
	その他	20㎡まで	2,981円	2,685.9円	
		20㎡以上	214円		193.2円

問合せ▶都市建設課（☎52-2198）



お礼の言葉を述べる6年生児童

方々が出席し、子どもたちから日々の活動に対するお礼の言葉を受けました。
また、PTA（中蔵利博会長）からは、自分自身で危険箇所や子ども110番の家を確認するための「あんしん・あんぜん・マップ」が全児童に配布されました。

山口県知事選挙

投票日8月3日(日)

—その一票 未来をかえる 大きな力—

8月3日(日)は、山口県知事選挙の投票日です。この選挙は、これからの山口県の進路を問う大切な選挙です。必ず投票へ行きましょう。

投票日時

投票日▼8月3日(日)
時間▼7時～20時

投票場所

- ◎和木第1投票所
体育センター
 - ◎和木第2投票所
和木5丁目集会所
 - ◎瀬田投票所
公民館瀬田分館
 - ◎関ヶ浜投票所
公民館関ヶ浜分館
- ※投票場所は、有権者の皆さまに郵送させていただく入場券(はがき)に記載されていますので、ご確認ください。

開票

開票は、投票日当日の8月3日(日)20時50分から、体育センターで行う予定です。

投票できる方

昭和63年8月4日までに生まれた日本国民で、平成20年4月16日以前から引き続き和木町に住所を有し、本町の住民基本台帳に記録されている方です。

ただし、次のような方も投票できます。

△町外への転出者であっても、県内異動の方(1回だけ)は本町で投票できます。ただし、この場合、転出先の市町長の証明書が必要になります。これを持って、本町の投票所の受付で提示してください。

△県内の他の市町からの転入者で、平成20年4月17日以降に転入の手続をされた方は、前の住所地で投票できます。(本町では、投票できません。この場合、和木町長の証明書が必要になります。)

▲修学のため、町外の寮、下宿等に居住している学生生徒の住所は、特段の理由がない限り、その寮、下宿等の所在地にあると認められるため、本町では投票できません。

期日前投票 不在者投票

投票日に、公私の用事や旅行等で投票所へ行くことができない方は、選挙告示日の翌日から投票日の前日まで、期日前投票ができます。

また、町外の市町村に滞在中の方や、病院、老人ホーム等へ入院、入所されている方は、不在者投票制度がご利用いただけます。

期日前投票の期間

7月18日(金)～8月2日(土)
時間▼8時30分～20時
場所▼役場議会棟1階 委員会室
持参するもの▼投票所入場券
(届いている場合)

※印鑑は必要ありません。

選挙についてのお問合せ

和木町選挙管理委員会(企画総務課内)
(☎52-2136 内線306)





国民健康保険料の決まり方

皆さんの国保料は、次の計算式をもとに決まります。

所得割額▶ 加入者の所得に応じて計算されます。

均等割額▶ 加入者1人につき24,000円。(支援金分は8,000円、介護分は9,700円)

平等割額▶ 1世帯当たり18,000円。(支援金分は6,000円、介護分は5,500円)

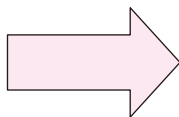
※後期高齢者支援金等賦課額(支援金分)

平成20年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されたことに伴い、新たに「後期高齢者支援金等賦課額」が保険料の計算に加わります。

なお、この支援金分は、昨年度まで医療給付費分の保険料に含まれていた老人医療拠出金が形を変えて独立したものです。

ー平成20年3月までー

医 療 分
介護分(40歳～64歳)



ー平成20年4月からー

医 療 分
後期高齢者支援金分
介護分(40歳～64歳)

また、40歳～64歳の方は、介護分の保険料も合わせて賦課されるので、国保料は年齢に応じて次のようになります。

40歳未満の方



国民健康保険料
=医療分+支援金分

※介護分の負担はありません。

40歳から64歳の方

介護保険の第2号被保険者



国民健康保険料
=医療分+支援金分+介護分

(合わせて納付)

※同じ世帯の40歳～64歳以外の方は介護分の負担はありません。

65歳以上の方

介護保険の第1号被保険者



国民健康保険料
=医療分+支援金分
介護保険料=介護分

※介護保険料は、老齢(退職)年金等が年額18万円(月額15,000円)以上の方は年金から天引きされ、それ以外の方は別に納付書で納めます。

保険料を納めるのは世帯主

世帯内に国保の加入者がいれば、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、保険料を納めるのは世帯主です。(保険料が賦課されるのは加入者分のみです。)

ただし、届出により条件を満たせば、国保制度上の世帯主を変更できます。

年度の途中で40歳になるとき

介護保険に加入する資格ができる40歳の誕生日の月(誕生日が1日の人はその前月)から介護分を納めます。

また、月割りで計算した介護分と医療分を合わせた新しい保険料額を、改めて納付書でお知らせします。

年度の途中で65歳になるとき

介護保険の第1号被保険者になる65歳の誕生日の次の月(誕生日が1日の人はその月)から、介護保険料の納付方法が変わります。第2号被保険者としての介護分の保険料は1年間で按分して計算していますので二重払いにはなりません。

医療分

所得割 総所得金額－33万円（ ）円×料率（ 5.8 ）％＝① 円
均等割 一人当たり（ 24,000 ）円×世帯の加入数（ ）人＝② 円
平等割 一世帯当たり ③ 18,000 円 ①＋②＋③＝医療分

後期高齢者 支援金分

所得割 総所得金額－33万円（ ）円×料率（ 1.9 ）％＝① 円
均等割 一人当たり（ 8,000 ）円×世帯の加入数（ ）人＝② 円
平等割 一世帯当たり ③ 6,000 円 ①＋②＋③＝支援金分

介護分

所得割 総所得金額－33万円（ ）円×料率（ 1.9 ）％＝① 円
均等割 一人当たり（ 9,700 ）円×世帯の加入数（ ）人＝② 円
平等割 一世帯当たり ③ 5,500 円 ①＋②＋③＝介護保険分

医療分

支援金分

介護分

[] 円 + [] 円 + [] 円
 年間保険料額
 = [] 円

※保険料の上限額(賦課限度額)は医療分47万円、支援金分12万円、介護分9万円です。

※国保加入の届出が遅れても、資格を得た月までさかのぼって納めることになりますので、ご注意ください。

保険料の軽減

世帯の前年中の合計所得金額が下記の基準額以下の場合、均等割、平等割の金額が軽減されます。

軽減割合	軽減対象世帯
7割	33万円以下の世帯
5割	33万円＋(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下の世帯
2割	33万円＋(35万円×世帯に属する被保険者数)以下の世帯

※軽減判定所得は、4月1日現在の国保加入者全員の総所得金額です。ただし、擬制世帯主（世帯主が他の社会保険等）の所得を含めます。

(注) 低所得者の世帯であっても、**世帯全員の所得の申告**がないと軽減措置はできませんのでご注意ください。**なお、今年度よりすべての軽減に関して申請をする必要はなくなりました。**

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設により国民健康保険加入者が減った世帯には、次のような措置がとられます。

- 保険料軽減判定時に、創設前と同様の軽減措置を受けられるように、5年間、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移った方の所得と人数も含めて軽減判定を行います。
- 同じ世帯の人が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移ったために、国民健康保険加入者が1人になった場合、平等割額(介護分は除く)を5年間2分の1にします。

(注) ただし、世帯主が変わったり、国民健康保険加入者だった人が世帯から出た場合は対象外になります。

問合せ▶ 税務課(☎52-2193)

国民年金保険料の納付について

平成20年4月から平成21年3月までの国民年金保険料は、月額14,410円です。保険料は、社会保険庁から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料は、納付期限(翌月末日)までに納めましょう。

問合せ▶ 保健福祉課(☎52-2195)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者の方へ

医療費の自己負担割合について

医療費の自己負担割合は、毎年8月1日現在で前年の課税所得により判定します。

※課税所得とは、所得（収入から必要経費等の収入ごとの法定控除を行った額）から地方税法上の各種控除（扶養控除など）を行った額のことです。

【判定方法】

同一世帯に属する長寿医療制度の被保険者の所得状況から判定

（平成20年7月まで：同一世帯に属する長寿医療制度の被保険者及び70歳以上の人の所得状況から判定）

【自己負担割合】

①平成20年度住民税の課税所得（総所得から各種控除を差し引いた金額）が145万円以上の被保険者及び同一世帯の被保険者（現役並み所得者）：原則3割負担

②上記以外の被保険者：1割負担

※上記①のうち、収入が次に当てはまる被保険者は、申請により、1割負担に変更されます。

同一世帯に被保険者が1人……………被保険者の収入が383万円未満
同一世帯に被保険者が2人以上……………被保険者の収入の合計が520万円未満

定期判定の結果、医療費の自己負担割合に変更がある被保険者は、新しい被保険者証を7月下旬に送付しますので、8月以降は必ず新しい被保険者証をお使いください。

（古い被保険者証は、保健福祉課まで返却してください。）

【経過措置】

平成20年8月から平成22年7月までの期間に、自己負担割合が3割と判定された被保険者で、同一世帯に他の後期高齢者医療制度の加入者がおらず、70歳以上75歳未満の世帯員を含めた収入の合計が520万円未満であれば、申請により、1ヶ月の医療費の自己負担限度額が「一般」に据え置かれます。（次の表を参照。）

【窓口での自己負担限度額表】

所得区分	医療費の自己負担限度額（月額）	
	外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100+（医療費－267,000円）×1％ ※過去12か月間に自己負担額を超えた支給が4回以上あったときは、4回目以降は44,400円となります。
一 般	12,000円	44,400円

申請は、保健福祉課で受け付けます。

問合せ▶山口県後期高齢者医療広域連合事務局（☎083-921-7111）

保健福祉課（☎52-2195）

「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方は、入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、**食事代・居住費などが減額されます。**

後期高齢者医療の被保険者で、平成20年度住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院時にこの認定証を医療機関に提示することで、食事代・居住費が減額される他、医療機関での窓口負担も一定額までとなります（下表）。

認定証の交付を受けるには申請が必要となります。申請は随時受け付けておりますので、認定証が必要な方は手続きを行って下さい。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

■ 現在、認定証の交付を受けている方へ

現在交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成20年7月31日までとなっています。今年度も認定が可能な方には7月中旬に広域連合から申請書を送付しますので、引き続き認定証が必要な場合は**必ず8月31日までに再申請を行って下さい。**

なお、現在「区分Ⅱ」の証をお持ちの方で、その認定期間内の過去12ヶ月の入院日数の合計が91日以上の場合は、食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の分かる書類をご持参下さい。

◆ 対象者：後期高齢者医療の被保険者で、平成20年度住民税非課税世帯の方

◆ 申請場所：保健福祉課

◆ 申請に必要なもの：後期高齢者医療被保険者証

限度額適用・標準負担額減額認定証（更新の方のみ）

印鑑

※ 現在「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの方で、その認定期間内の過去12ヶ月の入院日数の合計が91日以上の場合は、入院日数が確認できる書類（病院の領収書、入院証明書など）

■ 入院時の窓口負担限度額・食事代及び居住費

入院時に認定証を医療機関の窓口に提示することにより、負担が下表のとおりになります。

			自己負担限度額 (一月)	食事代 (一食)	療養病床入院の場合(*3)	
					食事代(一食)	食事代(一食)
認定証なし(一般)			44,400円	260円	460円(*4)	320円
認定証 あり	区分Ⅱ (*1)	入院日数90日以下	24,600円	210円	210円	320円
		入院日数90日以上		160円	210円	320円
	区分Ⅰ (*2)	老齢福祉年金受給者以外	15,000円	100円	130円	320円
		老齢福祉年金受給者		100円	100円	0円

*1 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する方

*2 区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方（収入が年金のみの場合は、年金収入80万円以下の方）

*3 入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器・中心静脈栄養などを要する方、脊椎損傷（四肢麻痺が見られる状態）の方、難病の方など）、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などは、負担が療養病床以外の病棟に入院している場合の食事代と同額になります（居住費はかかりません）。

*4 入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院の場合は460円、入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院の場合は420円となります。

後期高齢者医療の通知書について

今後、下記のように通知書が届きます。

4月・6月・8月に年金天引きされた方

7月中に平成20年度保険料額決定通知書・納入通知書が届きます。

仮徴収（4月・6月・8月）で天引きさせていただいた金額を除いた額を10月・12月・2月で天引きさせていただきます。

4月・6月・8月に年金天引きされなかった方

今後、特別徴収が開始される方には、7月中に平成20年度保険料額決定通知書・納入通知書が届きます。年金天引きでない方には7月中に後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書、納付書を送付いたします。

■重度心身障害者医療費助成制度の対象要件の見直しについて

（65歳から74歳までの方の対象要件）

重度心身障害者医療助成制度の受給者の皆さまへ

65歳から74歳までの方に対する助成については、医療保険制度の補完の観点から、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入された方を助成対象としてきました。

しかしながら、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、低所得の方の保険料が高くなる等様々な問題があるとして同制度への加入を望まない声が高まってきました。

このような中、現在、国においても同制度の見直しが検討されていますが、制度の大きな切り換え時でもあり、重度医療受給者の方々の混乱を招かないよう、下記のとおり重度医療の見直しを早急に行うことといたしました。

◆見直し内容◆

65歳から74歳までの方の助成については、これまで、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入された方を助成対象としてきましたが、平成20年8月1日からは、加入されている医療保険に関わらず助成対象とします。

【注意事項】

後期高齢者医療制度から他の医療保険に変更される場合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第50条の規定による認定の申請を撤回する旨の手続きが事前に必要です。（8月1日から変更する場合は、7月末までに手続き）併せて他の医療保険への加入手続きが必要となります。

長寿医療制度保険料（後期高齢者医療制度保険料）は7月中旬頃決定されますので、保険料の比較ができるのは、平成20年7月10日以降となります。

問合せ▶保健福祉課（☎52-2195）

**申告を
お忘れなく!!**

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

～申告により、平成19年度の住民税が還付されます～

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、**平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。**

例えば

出産や
病気のため
長期休職
されていた方



定年退職
された方や
依願退職
された方



自営業で
業績悪化のため
大幅に所得が
減った方



以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった方

所得変動に伴う**住民税の還付**を受けるためには**申告が必要**となります。

税務課（平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村）へ減額申告書を提出してください。対象者には、6月20日付で通知文書を送付していますので、ご確認ください。他の市区町村へ転居された方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告先▶税務課(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)
申告期間▶7月1日～7月31日まで

問合せ▶税務課 (☎52-2193)

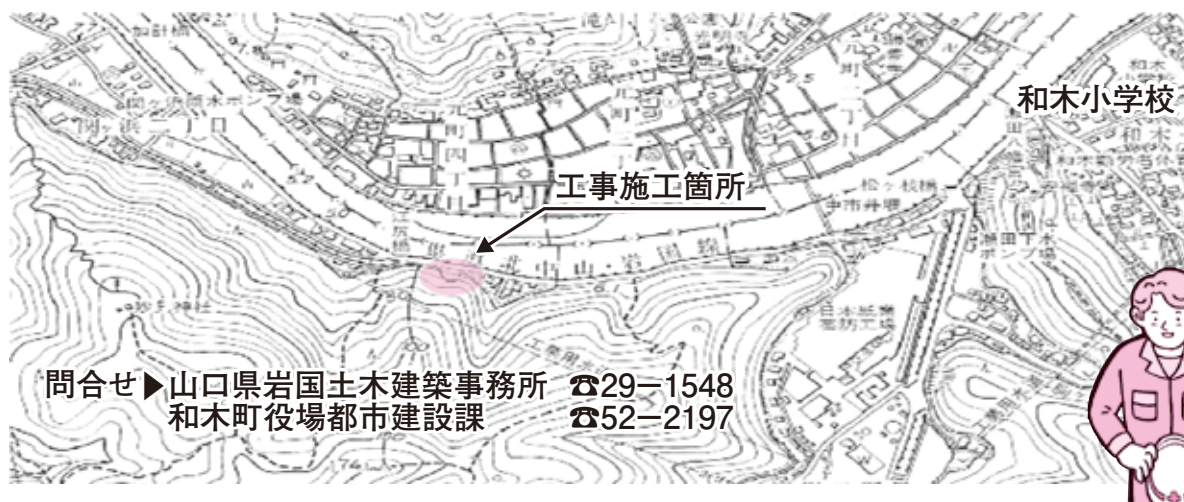
県道北中山岩国線(カケ地区)の交通規制について

このたび、県道(カケ地区)において、防護柵を設置するための夜間工事が実施される運びとなり、昨年と同様に、2週間程度の夜間通行止が行われます。日時等の詳細については決定し次第、予告看板等でお知らせを致します。皆さまには、引き続き大変なご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

規制内容▶夜間通行止め(22時から翌朝5時)

期 間▶7月中旬～8月上旬のうち、2週間程度

※土日は除く。 歩行者、自転車は通行可。



問合せ▶山口県岩国土木建築事務所 ☎29-1548
和木町役場都市建設課 ☎52-2197

の公表

皆さんにその現状を知っていただくため、給与等の公表を行います。

(3)その他の手当について

扶養手当	管理職手当	住宅手当	通勤手当(自家用車等の場合)
1. 配偶者 13,000円 2. 扶養親族 1人当たり 6,500円 3. 特定扶養親族加算 (16歳から22歳まで) 5,000円	課長 給料月額10% 課長補佐 8%・7%	持家・月額2,000円 (5年経過までは3,000円) 借家 ・月額23,000円以下の場合、家賃から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える場合、家賃から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額(支給額限度額27,000円)	2km～5km未満 3,500円 5km～10km未満 5,000円 10km～15km未満 6,500円 15km～20km未満 8,900円 20km～25km未満 11,300円 25km～30km未満 13,700円 30km以上 16,100円

表7. 級別職員数の状況について(平成20年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な事務内容	主 事	主 事	係 主 長 事	課 長 補 佐 係 長	課 長	課 長	課 長	
職員数(人)	4	9	30	26	2	5	0	76
構成比(%)	5.3	11.8	39.5	34.2	2.6	6.6	0	100

※1.和木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。

2.職員に適用される給料表の級は、仕事の難易度や責任の度合いにより区分されています。

表8. 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在:単位 人)

区 分		職 員 数		対前年増減数
		平成20年	平成19年	
一般行政部門	議 会	2	2	0
	総 務 企 画	14	14	0
	税 務	7	6	1
	民 生	10	10	0
	衛 生	6	7	△1
	農 林 水 産	1	1	0
	土 木	9	9	0
	小 計	49	49	0
特別行政部門	教 育	22	21	1
	小 計	22	21	1
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	1	1	0
	国 保	1	1	0
	介 護	4	2	2
	小 計	6	4	2
合 計		77	74	3

※教育長を含み、臨時および非常勤職員は除く。

給 与 等

町職員の給与等は、町議会で審議されたうえで決められていますが、

表1. 人件費の状況（一般会計当初予算）

区 分	人 口	歳出額A	人件費B	人件費比率 (B/A)
20年度	H20.4.1現在 6,540人	千円 4,270,186	千円 715,225	16.7%
19年度	H19.4.1現在 6,511人	千円 4,175,256	千円 715,203	17.1%

（注）人件費には、特別職（町長、町議会議員、その他各種委員等）の給与、報酬等を含みます。

表2. 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職員数	給与費			
		給 料	職員手当	共済費	計
20年度	71人	千円 289,244	千円 152,962	千円 86,371	千円 528,577

（注）職員数に教育長を含む。

表3. 特別職等の報酬の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	給料月額等	期 末 手 当	
町 長	738,150円	（支給月） （支給割合） 6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分 （職制上の加算措置有）	
副町長	611,520円		
収入役	567,450円		
教育長	567,450円		
議 長	290,000円		
副議長	239,000円		
委員長	221,000円		
議 員	216,000円		

表4. 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	和木町	国の制度
高校卒	140,100円	140,100円
大学卒	172,200円	172,200円

（注）経験年数加算制度有

表5. 職員の平均給料月額および平均年齢の状況

（平成20年4月1日）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
和木町	317,872円	344,973円	41.5歳
国	342,804円	401,655円	41.4歳

（注）平均給与月額は、平均給料月額に管理職手当、扶養手当、住居手当、等を加えたものです。

国とは、国家公務員の統計で、平成19年4月1日現在の数値です。

表6. 職員手当の支給状況について

（平成20年4月1日現在）

和木町 （平成20年度支給割合）	国 （平成20年支給割合）
期末手当 勤勉手当 6月期 1.40月分 0.75月分 12月期 1.60月分 0.75月分 計 3.00月分 1.50月分	期末手当 勤勉手当 6月期 1.40月分 0.75月分 12月期 1.60月分 0.75月分 計 3.00月分 1.50月分
職制上の加算措置有	職制上の加算措置有

（2）時間外手当について

1. 平日の時間外手当（1時間当たりの単価×125/100）
深夜勤務（22時～5時）の場合25/100を加算

2. 休日の時間外手当（1時間当たりの単価×135/100）

（注）管理職手当が支給される職員に対しては、時間外手当は、支給されません。

“じぶん”輝く生涯学習



生涯学習のマスコットです。
かわいがってネ

みんなの笑顔で地域イキイキ!

わき愛あい



家庭の元気応援キャンペーン

早起早起 朝ごはん 読書 外遊び

第3日曜日は
「家庭の日」

第1回社会教育委員会 地域家庭教育推進協議会

6月11日、第1回社会教育委員会が開催されました。各主管（総合コミュニティセンター・体育センター・文化会館等）から今年度の運営方針や行事予定についての報告がされました。

なお、本年度の役員および委員は次のとおりです。

議長	岡本勝之
副議長	西田敏子
委員	栗森直美・中村充子 徳重修司・上野敏文 植木恭輔・山本修二 中蔵利博・廣山義則 吉田浅美・重本正明 沖 道明・上岡宗三 石川康博

会議終了後、社会教育委員会の方による「和木駅開業記念写生大会」の作品の審

岩国地域集団指導者研修会と和木町から1個人3団体が受賞

6月1日、岩国市総合体育館で、岩国地域子ども会集団指導者研修会が開催され、和木町から各単位子ども会の育成者など24名が参加しました。

研修内容として、山口県子ども会連合会専門委員小澤史郎氏による講義『今やらねばいつできる わしがやらねば誰がやる』、『美竹林ボランティア錦川』による事例発表、そして、同じく山口県子ども会連合会専門委員河村文人氏によるワークショップ『人と人とのつながり』

査が行われましたので、その結果をお知らせします。

◆幼稚園の部

最優秀 村中瑠莉
優秀 今屋璃空
優良 錦戸颯汰 津島芳栄

◆小学校（下学年）1年～3年の部

最優秀 川野稜弥
優秀 今本有紀
優良 中間世直 吉田里菜

◆小学校（上学年）4年～6年の部

最優秀 宮本将彰
優秀 児玉泰人
優良 松長ひなた 村上加奈

◆中学校の部

最優秀 村田亮輔
優秀 中本雄也
優良 中内弘樹 木村光志

右記作品を含め110点の作品の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

等が行われました。

また、この研修会に先立ち、永年子ども会活動にご尽力された方々及び活動が優秀な団体に対し、表彰が行なわれました。

○個人の部【敬称略】

袖澗直美

○団体の部

瀬田子ども会

蜂ヶ峯子ども会

前組子ども会

町子連インリーダー研修

5月24日、和木町子ども会育成連絡協議会（吉田浅美会長）では、小学校6年生の児童を対象にインリーダー研修会を開催しました。

この研修では、リーダーとしての心構えを調理実習、バルーン創作等の研修を通して学習しました。

昨年度に引き続きKYT（インストラクター）（危険予知トレーニング）の小倉常雄さんによる「安全な生活を送るために」と題しての講義が行われ、大人から子どもまで役立つ事故防止の実践方法を具体的に教えていただきました。

調理実習では、食生活改善推進協議会（牧島許子会長）の皆さんからご指導を受け、4品の料理をつくり、一緒に昼食としていただきました。

また、バルーン創作では、吉田会長が講師を務め、参加者全員が思い思いの作品を仕上げました。



バルーン創作で
思い思いの作品を完成!

図書館行事案内&新着CD・図書

利用者カードをもって図書館へお越しください。

ホームページアドレス

<http://www.waki-toshokan.jp/>

7月の休館日 7日(月)・14日(月)・21日(祝)・28日(月)

問合せ：TEL 54-0222 FAX 54-0278

〈CD〉

- ☆Dream"A"live / ARASHI
- ☆mihimarise / mihimaru GT
- ☆演歌名曲コレクション8 ～玄海船歌～ / 氷川きよし
- ☆B'z The Best ULTRA Pleasure / B'z
- ☆MINMI BEST 2002-2008 / MINMI
- ☆起承転結 11 / 松山千春
- ☆ストック・デリバリー / シーモ
- ☆海雪 / ジェロ
- ☆SOUL LAUNDRY / ET-KING
- ☆KAT-TUN QUEEN OF PIRATES/KAT-TUN

〈一般書〉

- 『地の日 天の海 上・下』 内田康夫著
- 『マリー・アントワネットの悲劇 上・下』 藤本ひとみ著
- 『ラブコメ今昔』 有川浩著
- 『木蓮荘綺譚 伊集院大介の不思議な旅』 栗本薫著
- 『おれたちの街』 逢坂剛著
- 『スカイ・イクリプス』 森博嗣著
- 『錦』 宮尾登美子著

- 『神の狩人 2031 探偵物語』 柴田よしき著
- 『浮雲十四郎斬日記 酔いどれ剣客』 鳥羽亮著
- 『ラン』 森絵都著
- 『包んで焼く！トースタークッキング』 葛恵子著
- 『初心者の カレーの鉄則』 水野仁輔著
- 『熱中症 正しい予防と迅速な処置のために』 田中英登著
- 『入門 長寿「後期高齢者」医療制度』 結城康博著
- 『格差と希望 岐路に立つ日本』 大竹文雄著

〈児童書・絵本〉

- 『ねこの手かします』 内田麟太郎作 川端理絵絵
- 『ミラクル・ボーイ』 ウルフ・スタルク文
マルクス・マヤルオマ絵 菱木晃子訳
- 『走れ！半ズボン隊』 ゴラン・ドヴェンカー作
大本栄訳
- 『どうする どうする あなのなか』
きむらゆういち文 高畠純絵
- 『きゃっちぼーる きゃっちぼーる』
長谷川知子文・絵

図書館からのお知らせ

読書感想画・感想文の

課題図書の貸出をはじめます！

夏休みになると、多くの貸出が予想されます。

余裕のある今こそじっくりと読んでみませんか？

貸出中の時には、予約もできます！

三井化学寄贈図書展示中

三井化学株式会社岩国大竹工場より青少年の育成及び科学(化学を含む)への興味・関心をもってもらいたいという目的で多額の本の寄贈をいただきました。

館内において特別展示しておりますので、是非ご活用ください。

絵本の読みきかせ

日時▶ 7月19日(土)

10時30分～11時

おはなし会サークル

「ゆびとま」

15時～15時30分

おはなし会

「びのきお」

対象者▶ 幼児・小学生

場所▶ 図書館絵本のコーナー

問合せ▶ 図書館 (54-0222)

保健師からのメッセージ



生活を支える健康

6月下旬に実施した総合健診の結果を、7月末の健診結果説明会や8月の家庭訪問で、説明しながらお渡しします。(結果説明会を欠席された方の中で一部、まったく異常がない方と現在治療中で健診でも特別の変化がない方は、お届けのみにする場合もあります。)

健診結果そのものが十人十色であるように、結果の受け止め方もさまざまです。特にがん検診の結果が「再検査」になった場合、今後必要な検査やどのような結果が想定されるのかなど、その不安やストレスはとても大きいものです。

ところで健診の目的とは何でしょうか。「私は〇〇のために、健診を受ける。」という〇〇の部分も、実はひとりひとり微妙に違うものです。例えば、「健康状態を数値など、客観的に知りたい。」「食事に注意したから、昨年の結果と比較して効果をみたい。」「かかりつけの医師から勧められたから。」など、様々です。ただし、かかりつけ医で定期的にレントゲン検査を受けている方には、被爆量を増やさないために、同様の検査は健診では受けないようにお願いしています。

健康は生きていくための目標ではありません。健康は「日々の生活に支障

がない。」「趣味や旅行をするための体力がある。」「仕事に耐える力がある。」「など、自分らしく、やりたいことができる心身を支えるものです。自分を支える健康のために、年に1度の健診を上手に受けるポイントを以下に整理してみます。

①年に1回必ず受ける

病気の進行の可能性を考慮して、年に1回は健診を受けましょう。(一部のがん検診には、2年に1回のもものがあります。)

②検査の内容を把握する

どんな検査を受け、どんなことを目的としているかを知るとは、自分の健康状態を把握する基本です。

③再検査は必ず受ける

再検査になったら、原因は何かをはつきりさせ、その後の対応をとることが重要です。毎年再検査の判定で、未受診だった方から数年後にがんが発見されることがあります。

④結果を保存しておく

健康状態の変化を知るために、検査データは大切な資料になります。

⑤かかりつけ医に報告を

健診結果を知っておいてもらうと、今後の診察時健康づくりのアドバイスのための資料として活用できます。

健診を受けたあとは、今後1年間をどう過ごすか考えてみましょう。

1年後の生活が「やりたいことができる、満足のいく状態」にするために、どの程度の健康状態ならよいでしょうか。

健診結果がすべて正常だった方は、生活の中で「何が良かったのか見つけて継続していきましょう。」「親から授かった体質が良かった」ということもあります。その良い体質を維持してきたポイントが必ずあり、それを1年間の健康目標にすればいいのです。

何らかの異常があった方は、「何か心身に負担をかけていること」はないか探してみましょう。食べ過ぎなど「過剰」が原因の場合もあり、運動習慣がないなど「不足」が原因の場合もあります。あれもこれもと、たくさん原因を探す必要はありません。改善できる自信があるものだけを、1年間の目標にします。例えば、胃腸に負担をかけるように、すっかり噛んで時間をかけて食べるなど、特別な準備や時間を割かなくてもよい目標がまずは適当です。身につくまでは、時間を測るのもよいでしょう。

健診結果がこれまでのものより悪かったら、急に不安になるものですが、「自分のからだの弱み」を知ることができたと思えば、これはひとつの好機です。健診を受けたことを、1年後まで大病を防ぐためのチャンスにしましょう。

国保特定健診を受けた方で、必要な方には特定保健指導をお勧めするため、後日ご連絡します。特定保健指導はメタボリックシンドロームを予防するためのものです。ご案内があった場合は、必ず受けましょう。

妊婦・乳児健康診査を拡充します!!

8月1日から、米軍再編交付金「健やか安心基金」の設立に伴い、妊婦・乳児健康診査を拡充します。対象になる方へは、7月中に関係書類をお送りします。

○妊婦健康診査
一般健康診査5回
超音波検査2回+3回
子宮がん検診

○乳児健康診査
1ヶ月児健康診査
3ヶ月児健康診査
7ヶ月児健康診査
10ヶ月児健康診査
1歳児健康診査

太文字で強調した部分が拡充する健康診査です。

問合せ▶保健相談センター (☎52-7290)

食推さんのおすすめメニュー

パインケーキ

(材料6人分)

ホットケーキ…100g
パイナップル(缶)…150g
砂糖…大さじ4
バター…30g

卵(L玉)…1個
牛乳…大さじ2
アルミカップ(9号)…12枚

●作り方

①下準備

パイナップル…5mm程度に切っておく。
バター…レンジで溶かしておく。
オーブンは170度に予熱しておく。

②生地をつくる

ボウルに卵を割ほぐし、砂糖を加え、混ぜる。バター、牛乳、パインを加える。
ホットケーキミックスを加え、さっくり混ぜる。

③オーブンで焼く

2枚重ねにしたアルミカップに②を流し、
170度のオーブンで30分焼く。

(1人分エネルギー
162キロカロリー)



おすすめメニューは
アイキャンでも放送しています。
ご覧ください。

とても簡単でおいしいレシピです。子どもさんでも作れるところがいいと思います。(和木町食生活改善推進協議会 6班)

健診のお知らせ

総合健診の全日程を終了しました。結果は、下記の日程でお返しします。

●健診結果説明会

日 時▶7月28日(月)・29(火)・30日(水)・31日(木)
8時30～12時 13時～16時30分

場 所▶保健相談センター

子宮がん検診・総合健診を合わせて、結果を説明しながらお返しします。この機会に健康について、保健師・栄養士に相談してください。健康手帳を持参してください。この期間に保健相談センターに取りに来られなかった方には、8月上旬にご自宅にお届けしますが、できるだけ直接受け取りに来てください。

●乳がん検診は医療機関で

総合健診といっしょに、乳がん検診の申し込みをされた方には、受診券をお届けします。受診券がなければ、和木町の検診として受診することができません。受診券の有効期間は平成21年3月31日までですが、2月までに受診券に記載している専門医療機関で検査を受けてください。注意事項を読んで受診してください。

問合せ▶保健相談センター (☎52-7290)

元気アップ教室のお知らせ

エアロビクス

日 時▶7月18日(金)

10時～11時30分

内 容▶『楽々エアロビクス』

準 備▶動きやすい服装・室内シューズ・
タオル・バスタオル・お茶

申込み▶7月16日(水)まで

問合せ▶保健相談センター (☎52-7290)

健康カレンダー (7月16日～8月15日)

月 日 (曜)	行 事	対 象	受付時間	場 所
7月16日(水)	キッズきっちゃん①	小学校3・4年生	13:30～16:30	保健相談センター
17日(木)	健康相談	一般の方	9:30～10:00	体 育 セ ン タ ー
	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	
18日(金)	元気アップ教室	一般の方	10:00～11:30	保健相談センター
24日(木)	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	
	育児相談		13:30～14:30	
28日(月) ～31日(木)	健診結果説明会	健診を受けた方	8:30～12:00 13:00～16:30	
8月5日(火)	キッズきっちゃん②	小学校3・4年生	9:30～13:00	保健相談センター
7日(木)	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	
14日(木)	プレイルーム	乳幼児とその保護者の方	10:00～15:00	

7月31日(木)は健診結果説明会のためプレイルームはお休みです。



映画「千の風になつて」上映会

日時▼8月10日(日)

1回目 10時30分
2回目 13時30分

場所▼和木町文化会館

入場料▼前売券500円
当日券800円

中学生以下 無料

問合せ▼文化協会事務局
(☎52-2191)



毛利治郎「魂のコンサート」

日時▼7月12日(土)

14時開演

場所▼和木町文化会館

入場料▼無料

問合せ▼文化協会事務局
(☎52-2191)

コミセン夏休み企画

①動物園社会見学!

動物がもつ素晴らしいさについて動物園飼育係の方のお話を聞いた後、園内を自由散策します!

日時▶7月27日(日) 9時30分~15時

場所▶広島市安佐動物公園

※広島市交通科学館にも寄ります。

※総合コミュニティセンターに8時30分集合

対象▶幼児・小学生とその保護者

定員▶先着27名

費用▶入園料: 大人500円、小人170円

入館料: 大人500円、小人250円

申込期限▶7月18日(金)

②親子でバングラデシュ料理に挑戦しよう!

バングラデシュでは、どんな食べ物が食べられているのかな?県内に暮らすバングラデシュ人夫妻と一緒に料理を作りませんか?

日時▶8月2日(土) 11時~14時 (10時50分集合)

場所▶総合コミュニティセンター

料理名▶チキンカレー、サラダ、シェマイ(デザート)、ミルクティー

講師▶Md. Alamgir Hossain (夫)

Razia Sultana (妻)

バングラデシュ出身 山口大学留学生夫妻

補佐▶宇佐見真知子

(バングラデシュを知る国際協力の会代表)

対象▶小学生とその保護者

定員▶先着30名(親子2名の15組)

参加費▶300円(一人)

申込期限▶7月25日(金)

③ちぎり絵教室

和紙を使って可愛い作品に仕上げていきます。夏休みの作品にひとついかがですか?

日時▶8月28日(木)10時~12時

場所▶総合コミュニティセンター 1階 会議室

指導者▶「あざみの会」のみなさん

対象▶小学生(保護者参加OK!)

定員▶30名

参加費▶材料費300円(1名1作品)

申込期限▶8月18日(月)

◆お問合せ・申し込み◆

参加費用を添えてお願いします。

総合コミュニティセンター (☎52-2191)

生改連朝市

日時▼7月16日(水) 9時~

場所▼コミュニティセンター前

内容▼新鮮な野菜の販売

問合せ▼住民サービス課
(☎52-2194)

皆さまのお越しをお待ちしております。

第3回尺八・箏演奏会

日時▼7月27日(日) 13時30分

場所▼和木町文化会館

問合せ▼文化協会事務局
(☎52-2191)

陶芸教室(1日体験コース)参加者募集

小学生をお持ちのひとり親家庭(母子世帯、父子世帯とも可)を対象に、和木町母子寡婦福祉会が開催します。親子で夏休みの思い出になる作品を作ってみませんか。参加ご希望の方は、親子で申し込んでください。

日時▶7月23日(水) 9時~11時

会場▶リサイクルセンター

和木1丁目13-23

講師▶宮本健吾先生

参加費▶300円/人(当日徴収)

申込先▶社会福祉協議会 (☎52-8644)

※先着10組(20名程度)で締め切らせていただきます。

今回の陶芸教室にかかわらず、母子福祉に関するお尋ねなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

和木町母子寡婦福祉会 会長 灰岡美穂子

SPORTS・スポーツ

和木町近郊春季 バドミントン大会

6月1日、体育センターで「和木町近郊春季バドミントン大会」が和木体協バドミントン部主催で開催され、118名の参加者で、熱戦が繰り広げられました。

結果▼

- 【男子A級 複合の部】
第1位 森田政秀・沖村清孝組
第2位 西元 陸・石脇優太組
- 【男子B級 複合の部】
第1位 田中博美・濱砂博之組
第2位 吉田雅美・水尻哲志組
- 【男子C級 複合の部】
第1位 山本憲幸・香嶋 純組
第2位 北野 宏・佐々木恒周組
- 【女子A級 複合の部】
第1位 池田素子・森重加奈子組
第2位 村上由美子・福永みどり組
- 【女子B級 複合の部】
第1位 三牧悦子・尾上美由紀組
第2位 大内佐登子・佐々木梢組
- 【女子C級 複合の部】
第1位 中田晶子・小田明美組
第2位 坂本知佐子・廣本八代子組



本郷近郊少年少女 ソフトボール大会

期 日 ▼5月31日
場 所 ▼本郷コミュニティグラウンド
結 果 ▼準優勝（決勝は抽選負け）
和木スポ少ソフトボール部

和木駅開業記念 和木町ソフトテニス大会

期 日 ▼6月7日
場 所 ▼町テニスコート

- 【男子の部】
優勝 杉山幸久・吉村将人組
準優勝 墨川茂則・石井康弘組
第3位 池田尚之・前田英雄組
第3位 向井一雄・塩田司郎組
- 【女子の部】
優勝 北林美佳・廣中香葉組
準優勝 藤本京子・清水静江組
第3位 畠中幸子・吉岡亜優組
第3位 相川葉子・吉岡清子組

体育センター休館のお知らせ

山口県知事選挙のため、体育センターは次のとおり、臨時休館いたします。

休館日時 ▼8月2日(土)から
8月4日(月)の午前中まで

※2日(土)、3日(日)は町民庭球場も利用できません。

プールの利用方法、日程について

開放日 ▼7月19日(土)～8月29日(金)
※8月14日(木)、15日(金)、16日(土)の3日間は利用できません。
※小学校プールの土日祝は利用できません。

利用時間 ▼10時～12時
13時～17時

《各プールでの注意事項》

◆幼児プール
幼児が利用する場合、その兄弟姉妹（小学校2年生まで）の同伴入場は可能です。

※利用される場合は、必ず幼児、児童本人の保護者が同伴し、自分の子供は各自で責任をもって管理・監督してください。

※利用の際は、水泳帽を必ず着用してください。また、ゴーグル、浮き輪の使用は可能です。

（ビーチボール、風呂用浮き輪の使用は不可）

◆瀬田・関ヶ浜・河川プール
※悪天候の場合、使用を中止する場合があります。

◆中学校プール（一般開放）
事前の申込みは不要ですが、利用の際はプール入り口で受け付けをしてください。



対象者 ▼小学校3年生～一般
※小学生については、保護者同伴が必要です。保護者同伴でない場合は入場できませんのでご注意ください。

※小学生の利用は、必ず児童本人の保護者が同伴し、一緒に遊泳してください。遊泳できない場合は利用をお断りします。自分の子供は各自で責任を持って管理・監督してください。

※利用の際は、水泳帽を必ず着用してください。また、ゴーグル、浮き輪の使用は可能です。

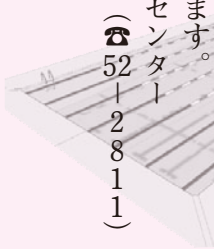
（ビーチボール、風呂用浮き輪の使用は不可）

《その他の注意事項》
※各プールでの「飛び込み」は一切禁止です。

※幼児等で「おむつ」がはずれていない場合は、利用できません。

※利用上の約束事がお守りいただけない場合には、利用を制限させていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※悪天候の場合、利用を中止する場合があります。



問合せ ▼体育センター
(☎ 52-2811)

住宅を省エネ改修すると

固定資産税が減額されます

平成20年1月1日に存在している住宅を、省エネを目的に改修した場合、その住宅に対する翌年の固定資産税が3分の1減額されます。

【条件】

- 1、床面積が120㎡以内（超える場合は120㎡まで）
- 2、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた次の改修工事であること
- ①窓の改修（2重サッシ化・複層ガラス化等）または窓の改修とあわせて床・天井・壁の断熱改修工事
- ②改修費用が30万円以上であること
- ③改修した部位が省エネ基準に適合すること
- ④個人住宅であること（貸家住宅は対象外）

申込み・問合せ▼

税務課（☎52-2193）

児童手当現況届の提出を されていない方はお早めに！

児童手当の現況届を提出されていない方は、受給資格があっても6月以降の手当を受けることができません。早めに提出してください。

問合せ▼保健福祉課

（☎52-2195）

各種相談

行政相談

総務省から委嘱された行政相談員が、行政に対する苦情や意見、要望を広く住民の方からお聞きする「行政相談」を行っています。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

日時▼7月17日（木）

場所▼町民相談室

（☎52-1616）

心配ごと相談

普段、お困りのことや、悩んでおられることがありますら、社会福祉協議会へお気軽にご相談ください。

問合せ▼社会福祉協議会

（☎52-8644）

精神保健相談

●精神保健相談

心の健康・認知症相談

日時▼毎月第2金曜日
14時～16時

●巡回相談

日時▼毎月第1木曜日
10時～16時

●ストレス相談

日時▼毎月第1・3火曜日
13時30分～15時30分

場所▼いずれも岩国健康福祉センター管内各地

問合せ▼岩国健康福祉センター

（☎29-1525）

和木町「面接相談」

和木町教育委員会では、いじめや不登校などで困っている、発育や発達に気になるなど、お子様の教育上の悩みについてお応えするために、臨床心理士による面接相談を実施します。どうぞお気軽にご相談ください。

日時▼7月29日（火） 14時～17時

申込み・問合せ▼

和木町教育委員会（折出）まで電話にてご連絡ください

（☎53-3123）

法的なトラブルは法テラスへ

身近な法的トラブルは、お気軽にお問い合わせてください。

解決に役立つ法制度や、適切な相談機関の情報を無料で提供します。

収入の少ない方には、契約弁護士・司法書士事務所での無料法律相談が受けられます。（民事法律扶助制度）

コールセンター▼法テラス（日本司法支援センター）

（☎0570-078374）

平日9時～21時・土曜9時～17時
※日曜・祝日除く

◇法テラス山口での無料法律相談日

日時▼
①毎週月曜日 13時30分～16時30分
②毎週金曜日 10時～12時

予約先▼法テラス山口
（☎050-3383-5490）

月曜～金曜9時～17時※祝日除く

多重債務 無料法律相談

山口県弁護士会・山口県司法書士会と県内自治体が共同して、多重債務向けの無料法律相談会を開催します。

日時▼7月10日（木）

10時～12時30分（弁護士相談）
13時30分～16時（司法書士相談）

場所▼岩国市民会館第1・2研修室

定員▼先着20名（事前予約制）

予約受付▼7月2日（水）～9日（水）

8時30分～17時

申込み・問合せ▼

企画総務課（☎52-2136）

山口県県民生活課

（☎083-933-2608）

行方不明者を探す相談所開設

皆さんのご家族や身近な人の中で、行方不明者はいませんか。行方不明者の安否を気遣っておられる方は、遠慮なく相談所をご利用ください。相談内容などの秘密は厳守します。

開設期間▼8月8日（金）～10日（日）

9時～16時（土・日も開設）
開設場所▼山口県総合交通センター1階管理室

山口市小郡下郷3560-2

相談費用▼無料

問合せ▼山口県警察本部鑑識課
（☎083-933-0110）
内線4641

住宅建設資金利子補給制度

この制度は、和木町内において良質な住宅の建設の促進を図るため、町内に住宅を新築した方、または町内に建設された新築住宅を購入した方で、その資金を金融機関等から借り入れた方に対して、その借入額に對する利子の一部または全部について、町が補助する制度です。

対象となる新築住宅の基準

人の居住用床面積が60㎡以上あること。

補助額及び補助期間

新築住宅の建設または購入に要した費用に對する償還金のうち、利子に相当する額（年額上限60,000円）を居住を開始した月から60ヶ月間補助します。

申請方法

居住開始から2ヶ月以内に、必要書類を添えて都市建設課に申請して下さい。

問合せ▼都市建設課住宅係

(☎52-2197)



各種募集・お知らせ

消防設備士試験

試験種目▼甲種、乙種

試験日▼8月24日(日)

試験場所▼周南市、山口市など

受験資格▼乙は誰でも受験可能。甲は一定の資格が必要。

受付締切▼7月11日(金)

受験手続▼消防本部、消防署、消防出張所に備え付けの受験願書に必要書類等を添付して、岩国地区消防組合消防本部に提出してください。

問合せ▼岩国地区消防組合消防本部

(☎22-1320)

岩国地区消防職員募集

採用予定人員▼

消防吏員15名程度（消防士12名、救急救命士3名）

受験資格▼

①昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生れた方

②採用後、岩国地区消防組合構成市町内（岩国市、和木町）に居住できる方

③身体強健で運動能力に優れ、消防行政を遂行するうえで必要な基準を満たしている方

④救急救命士は、救急救命士の資格を有する者（資格取得見込の者）

受付期間▼7月1日(火)～7月31日(木)

一次試験▼9月21日(日) 9時～

場所▼岩国地区消防組合消防本部講堂

試験種目▼一般教養（高等学校卒業程度）、適性検査

二次試験▼面接、身体検査、論文、体力テスト（試験日は10月中旬を予定）

採用予定日▼平成21年4月1日ただし、救急救命士資格取得見込者は平成21年7月1日

申込み・問合せ▼

岩国地区消防組合消防本部総務課

(☎22-1230)

シニアのためのホームヘルパー養成研修受講生募集

期間▼7月28日(月)～9月29日(月)

9時～17時

場所▼岩国YMCA国際医療福祉専門学校

対象▼雇用・就業を希望する60歳代前半層の方

募集人員▼20名

(応募者多数の場合は抽選)

受講料▼無料

申込期限▼7月16日(水)

問合せ▼山口県シルバー人材センター連合会

(☎083-921-6070)

薬物乱用防止ポスター！作文募集

募集作品▼

①ポスター（未発表の物）

・4つ切り又はB3でタテ型

・応募作品の裏に学校名、学年、氏名を記入（一般の方は、住所・氏名を記入）

②作文

・400字詰め原稿用紙3枚以内

・用紙のはじめに学校名、学年、氏名を記入（一般の方は、住所・氏名を記入）

応募資格▼県内居住者

応募先▼岩国健康福祉センター

保健衛生薬事班

応募締切▼9月19日(金)

問合せ▼岩国健康福祉センター保健衛生薬事班

(☎29-11526)

山口県薬物乱用対策本部

(☎083-933-3018)

不正ガソリンニオ番

不正ガソリンとは、正規のガソリン以外のものを混ぜたもので、車に悪影響があるばかりでなく、揮発油税の脱税行為になるおそれがあります。

こんな時は不正ガソリン1110番！

○給油時に変なニオイがした

○給油後、車の調子がおかしい

○ガソリンに何かが混ざっている

(☎0120-283-1110)

サマージャンボ宝くじ

1等 2億円×40本

前後賞 5,000万円

2等 1億円×80本

この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりに使われます。

発売期間▼7月14日(月)～8月1日(金)

この宝くじは通信販売で買うことができます。

抽選日▼8月12日(火)

乳幼児・母子家庭医療費助成制度 更新手続きのお知らせ

この制度は、次に該当される方の医療費の個人負担分を公費（県・町）で負担する制度で、各人の申請により助成されます。

●乳幼児

【対象者】

小学校就学前までの児童

【所得要件】

父母の市町村民税所得割の課税額が合算額で136,700円以下

●母子家庭

【対象者】

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高等学校卒業の年次までの年）の者とその母

【所得要件】

市町村民税所得割非課税世帯

更新時期▼8月1日（金）

7月9日（水）より受付けます。

※現在、該当されている方には申請用紙を送付いたしますが、手続きをされていない方で、該当すると思われる方は、保健福祉課までお問合せください。

問合せ▼保健福祉課 福祉・医療係
（☎52-2195）



公的証明書として利用できます。 写真付き住基カード

写真付きの「住民基本台帳カード」は運転免許証やパスポートなどと同様に、本人確認などを行う際の公的な証明書として利用できます。

【活用例】

●住民票、戸籍謄本等を請求するとき

●郵便貯金・銀行口座を新規に開設するとき

●携帯電話、クレジットカード等の契約をするとき

●各種窓口で本人確認の証明を求められたとき

発行手数料▼500円

申込み・問合せ▼住民サービス課

（☎52-2194）

グリーン小瀬川・河川一斉清掃！

～河川愛護月間7月1日～31日～

毎年、国や自治体と共に、小瀬川沿いの自治会、老人会、子ども会など、皆さんのボランティアにより、空き缶やゴミで汚れた小瀬川を清掃する運動が行われています。

今年は、7月21日（祝）に開催されます。一人ひとりの力を集めて、美しい小瀬川を大切に守っていきましよう。

問合せ▼国土交通省小瀬川出張所
（☎52-2245）

始めよう！「中退共」で退職金準備

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

●掛金の一部を国が助成します。

●掛金は税法上全額非課税です。

●管理が簡単です。

●適格退職年金制度から中退共制度に移行できます。

詳しくはホームページまで！
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

問合せ▼中小企業退職金共済事業部
（☎03-3436-0151）

知っていますか？建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のための国の退職金制度です。

●国の制度なので安全、確実、申込み手続きは簡単です。

●経営事項審査で加点評価の対象となります。

●掛金の一部を国が助成します。

●掛金は税法上全額非課税です。

●事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

加入できる事業主▼建設業を営む方

対象となる労働者▼

建設業の現場で働く方

掛金▼月額310円

詳しくはホームページまで！
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

問合せ▼建退共山口支部
（☎083-924-9466）

最低賃金法の改正について

最低賃金の決定基準や罰則の上限額、最低賃金の減額特例の新設、派遣労働者への適用関係など大きな改正がある最低賃金改正法が平成20年7月1日から施行されます。

厚生労働省ホームページ
（<http://www.mhlw.go.jp>）

問合せ▼

山口労働局労働基準部賃金室
（☎083-995-0372）

入居予約受付開始——町営住宅——

山の手住宅を除く住宅の入居予約の受付を7月22日（火）から開始します。

入居予約希望の方は、町営住宅入居申込書を都市建設課住宅係へ提出してください。

なお、6月20日現在、山の手住宅の空家はありません。

問合せ▼都市建設課住宅係

（☎52-2197 内線412）

～いい一日は朝ごはんから～
勉強や仕事の活力は、
朝に食べる一杯のごはんから！



中国四国農政局山口農政事務所
問合せ▶☎083-922-7926

寄付・寄贈

次の方々より社会福祉協議会へご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

●香典返し

中本信正さん (和木地区)

増井運昌さん (和木地区)

津山重夫さん (関ヶ浜地区)

●一般寄付

藤本高士さん (和木地区)

新日本石油精製ボランティア様

第19回和木町社会福祉大会

日時▼7月9日(水)13時30分

場所▼和木町文化会館

内容▼

①社会福祉活動に対する功労者への表彰

②「少子高齢者社会と住民主体の地域づくり」と題しての講演

問合せ▼社会福祉協議会
(☎52-8644)

今月の納税

固定資産税…2期分

国民健康保険料…1期分

介護保険料…1期分

町営住宅使用料…7月分

上下水道使用料…2期(5・6月)分

※納期内に納めましょう!

問合せ▶税務課

(☎52-2193)

消費者生活相談 だより Vol.45

持ち手花火の先端から
火を噴き、子供が火傷した

【相談】

庭で花火をしていたところ、5歳になる子供が持っていた花火の持ち手の先端から突然火が噴き出した。花火は筒状の手持ち式のもので、子供は掌と手首を火傷してしまつた。すぐに病院に運び治療を受けたところ、幸い火傷は軽く、3日間の通院で済んだ。花火は980円のもので、近くのスーパーで購入したものであった。

【処理結果】

病院の診断書を取り、事故品の写真を撮った上で、(社)日本煙火協会に相談するよう勧めました。

【ワンポイント講座】

製品に欠陥があり、それが原因で発生した事故によって消費者に被害が生じた場合の

賠償を速やかに行うための制度に、マーク制度があります。

中でも、SFマークは(社)日本煙火協会がおもちゃ花火を対象として運営するマーク制度で、火薬類取締法による法定基準検査、及び車(社)日本煙火協会の安全基準に合格したおもちゃ花火に付けられます。

SFマーク付き花火の欠陥が原因で事故を起こしたときには、対人、対物合わせて最高2億円の賠償が保証されます。

国内で販売されている国産・輸入品のおもちゃ花火のすべてがSFマーク付きとなつていきます。おもちゃ花火は「火薬類取締法」で規制を受ける危険物です。花火によるケガの約半数は10歳未満の幼い子供が当事者となつていきます。注意書や使用法をよく読んで遊びましょう。

問合せ

企画総務課(☎52-2136)

山口県消費生活センター

(☎083-924-2421)

和木俳句教室句会

(6月21日句会)

石垣にくの字になりて蛇の衣

陣場 孝子

夏萩へ目もとすずしき佛かな

浜田千代美

一条の峡の夕日や合歡の花

越智 幸子

青虫を抱いて羽蟻の走りけり

小川 誉子

夏の鴨芦の茂みにかくれけり

灰岡美穂子

素麺の帯解く夫の太き指

平岡 菊江

湯煙の宿に憩ふや花蜜柑

与三本愛子

和木短歌会

母の日に孫・ひ孫よりプレゼント

元気を貰う「井萌え」とふケーキ 嘉屋 笑子

本音には遠き会話を聞きながら

最終列車に目をとじており 正中ツヤ子

潮干がりでくる貝に時忘れ

杵き思い出満ちくる潮 森本 初子

庭に咲くカーネーションの赤い花

かれんな姿に心なごめり 箭野 賀代

新緑のまぶしき中に和太鼓の

激しき響きのちみなぎる 藤上 紀子

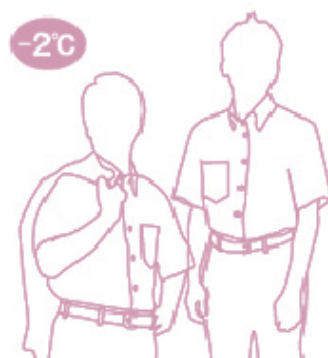
夏のエコスタイル・ エコドライブキャンペーン

山口県(和木町)では、深刻な問題となっている地球温暖化防止のために「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、9月30日まで「夏のエコスタイル・エコドライブキャンペーン」に取り組みます。

取組内容

■ エコスタイル

冷房時の設定温度を28℃にしよう
軽装で過ごしやすい服装(クールビズ)にしよう
(上着を脱いで、ノーネクタイにすると体感温度で2℃下がると言われています。)



■ エコドライブ

出かける前に計画・準備をしよう
タイヤの空気圧を定期的に点検しよう
優しいアクセル操作で円滑発進しよう
急加速、急ブレーキをせず、安全運転しよう
駐停車時はアイドリングをストップしよう
・エンジンを切る習慣をつけよう
控えめエアコンにしよう

■ その他の取組

水道の使い方方で減らそう
・蛇口はこまめに閉めよう
電気の使い方方で減らそう
・OA機器のスイッチをこまめに切ろう
・昼休みの照明OFFに努めよう
リサイクルで減らそう
買い物で減らそう
・地産地消をしよう、過剰包装を断ろう
・マイバッグを持参しよう

無駄づかいを止めましょう

- ◆10回急発進
ガソリン170ccの無駄
- ◆10回急加速
ガソリン110ccの無駄
- ◆10分間アイドリング
ガソリン130ccの無駄

一世帯当たりの効果 〈CO₂の削減 節約金額〉

- ◆適切な冷暖房
31kg 約2,000円／年
- ◆蛇口はこまめに
65kg 約4,000円／年
- ◆コンセントを抜く
87kg 約6,000円／年

問合せ

(和木町快適環境まちづくり町民会議)
事務局:和木町役場 住民サービス課
(☎52-2194)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

URL:<http://www.team-6.jp/>

町職員を募集します

試験職種▼

事務職……………若干名
技術職（建築）…1名程度
技術職（土木）…1名程度
保健師……………1名程度
受験資格▼

事務職

昭和55年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校卒業者、または来年3月卒業見込みの方。和木町内に居住している方、居住予定の方

技術職（建築）

昭和48年4月2日以降に生まれた方で、1級建築士又は2級建築士資格を有する方

技術職（土木）

昭和48年4月2日以降に生まれた方で、土木関係の専門学科（高等学校以上）を卒業された方、または来年3月卒業見込みの方

保健師

昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を取得している方、または来年3月までに取得見込みの方

第1次試験日▼9月21日(日)

受付期間▼7月1日(火)～8月8日(金)

採用予定日▼平成21年4月1日

問合せ▼企画総務課

(☎5212136内線306)

募集要項を、企画総務課（役場2階）で用意しています。また、町ホームページにも掲載しています。

(<http://www.town.waki.lg.jp/>)

町長への提言箱から （飼い犬の糞について）

和木町に引越してきて驚いたのが、通学路等の歩道が綺麗に整備されているところです。それなのに、その歩道に大きな犬のものとされる糞があちこちに落ちています。

せっかく各家々・お店等に綺麗な花が植えてあっても糞のせいで台なしだと思えます。

犬を散歩させている方々をたくさん見かけますが、飼い犬の糞を持ち帰る方はまだ見たことがありません。野良犬もあまり見かけないのだから、飼い主の方にマナー向上を呼びかける町の条例を定める等の活動があってもいいのではないかと思います。

先日は、子どもと公園の砂場に行くと、たくさん犬の糞があり、嫌な思いをしました。町の美観の為、子どもの衛生の為に、是非、対応をよろしく願います。

【回答】

ご提言の内容につきましては、他の方からも同様のご意見をいただいております。苦慮しているところです。

特に中道沿いの通学路歩道に多いものと思えますが、基本的には飼い主の方のマナーや犬の躰（しつけ）方法にお願いするほかはありません。動物を飼っておられる方は、

愛情豊かで、生き物を可愛がっておられるので周りの方や環境にも気配りをされているものと思っておりますが、ほんの一部の方が、自分に関係ない。犬の糞便も自然のこととして、公衆道徳を無視する身勝手な行動をとることは情けないことです。ただ、そのような方が早朝や夜間といった、人目につかない時間に散歩をしているとの情報もあることから、少なからずマナー違反という認識はあるようです。

町では「環境美化条例」を設けており、その中で犬の飼い主の遵守マナーを決めております。また、5月には、犬を登録しておられる家庭に対し、犬の飼い方やマナーの遵守をお願いした文書を配布しております。しかし、現実には登録手続きをしていない方も少なからず居られるのではないかと思います。

生き物は、自分になつくと可愛いものですが、甘やかされた犬では飼い主の方の品性も見られてしまいます。情愛ある躰（しつけ）や、飼いならし方法にも気を配って頂いて、周囲から羨まされるようになってもらいたいです。

飼い犬・猫等の飼い方のマナーの啓発は、これからも折に触れ続けていきたいと考えております。きちんとされている飼い主の方には不愉快極まりないことと思いますが、なにとぞご了承ください。

和木町の人口ピラミッド

平成20年6月1日現在

総人口 6,677人
(+9)

世帯数 2,732世帯
(-1)

和木町の面積 10.56km²

